

大湯温泉地区水利権設定調査業務委託

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本業務の実施にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本特記仕様書に従い従って実施するものとする。また、設計図書のうち特記仕様書については、関係法規を適用するものとする。

(業務目的)

第2条 本業務は、魚沼市大湯温泉地内における冬期間の克雪用水を確保するため、一級河川信濃川水系佐梨川の水利使用許可に必要な申請書類を作成することを目的とする。

(業務内容)

第3条 本業務は、佐梨川の水利使用について、河川法第23条等の水利使用許可申請書等を作成する。

(1) 計画準備

業務を実施するにあたり業務計画書を作成し、監督員に提出する。

(2) 現地踏査

既設の取水施設及び流雪溝の構造等について、現地において確認を行う。

(3) 資料収集整理

既設施設の管理台帳等の資料から、対象となる取水施設および流雪溝について照合し、図面や表に整理する。

(4) 河川流況の整理

取水地点における河川流況について、既存の流量観測結果や水位データ及び流域面積等を基に整理する。

(5) 現地計測

既設の流雪溝について構造等を計測する。

(6) 使用流量の算出

沿道条件や流雪溝の構造より設定される条件を整理し、流雪溝の運用に必要な水量を算定する。

(7) 水利使用許可申請書作成

1) 申請書類の作成

河川維持流量に関する事項について、水利使用による影響と対策を検討し、申請書を作成する。

2) 同意書等の作成

以下の河川水の取水ならびに用水路の使用に関わる同意書等を作成する。

- ①魚沼市土地改良区
- ②魚沼漁業協同組合
- ③その他必要と認められる同意書

尚、同意書の押印については、発注者にて実施する。

3) 管理規程等の作成

以下の流雪溝および取水施設の管理に関わる書類を作成する。

- ①管理規程(案)
- ②取水規程(案)
- ③取水施設及び流雪溝管理協定書(案)
- ④その他発注者に確認の上必要と求められる書類

(8) 関係機関打合せ協議

業務を進めるにあたり、関係機関への説明、協議等が発生する場合に、発注者と共に打合せ協議を行う。関係機関打合せ協議は2回を見込んでいる。尚、発注者の指示のもとに回数を変更する場合は、契約変更の対象とする。

(委託期間)

第4条 委託期間は雨天・休日等を見込み、契約締結日から120日間とする。なお、休日等には日曜日・祝日の他、作業期間の全土曜日を含んでいる。

(管理技術者)

第5条 管理技術者は本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間に、新潟県内における、国又は自治体が発注する流雪溝用水に伴う新規水利権申請業務及び、流雪溝計画等において必要流量算出を含む業務の実績を有すること。

(打合せ協議)

第6条 本業務において、次のとおり打合せ協議を予定している。受注者は契約締結後速やかに監督員と打合せを実施するものとする。なお、打合せ協議の議事録については受注者が作成し、監督員に提出及び確認を受けるものとする。

- ・初回打合せ協議 1回
- ・中間打合せ協議 1回
- ・納品時打合せ協議 1回

(提出書類)

第7条 本業務に先立ち、受注者は下記書類を契約後速やかに提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 主任技術者届及び管理技術者届

(資料の貸与及び返還)

第8条 受注者は、本業務の実施に必要な関係書類の貸与を発注者に申し出ることができる。なお、甲から貸与された資料の保管及び管理について責任を持って行うとともに、発注者より返済の要求があった場合並びに業務完了後は、ただちに返還しなければならない。また、受注者は、発注者の承諾を受けることなく他に公表、貸与、使用してはならない。

(作業の報告)

第9条 受注者は、監督員と緊密な連絡を保ち、作業進捗の段落毎にその状況を報告するほか、必要が生じたときは中間報告を行うものとする。

(成果品の所有)

第10条 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の指示を得ないで公表、貸与、使用してはならない。

(成果品の納入)

第11条 成果品は下記のとおりとする。

なお、電子データの種類及び図面のサイズについては監督員と協議すること。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 報告書及び添付図面 | 3部 |
| (2) 同上原稿及び原図 (CD-ROM) | 1部 |
| (3) 打合せ記録簿 | 1部 |

(成果品の訂正)

第12条 成果品の納入後、訂正が生じた場合は、受注者の責任において速やかに訂正するものとする。

(その他)

第13条 本特記仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、その都度、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

以上